

千葉県告示第6号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年1月6日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月6日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
小倉町10号線	若葉区小倉町1720番15から 若葉区小倉町1701番3まで	前	4.51 ～4.57	40.6
		後	5.00 ～5.01	
小倉町12号線	若葉区小倉町1699番11から 若葉区小倉町1701番9まで	前	3.70 ～3.72	40.0
		後	5.01 ～5.01	